

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた建設者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
住友重機械搬送システム株式会社	代表取締役 斎藤 信也	国土交通大臣許可 (特-4) 第 14414 号	東京都品川区西品川 1-1-1
新明和工業株式会社	代表取締役 五十川 龍之	国土交通大臣許可 (般・特-2) 第 4305 号	兵庫県宝塚市新明和町 1-1

2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年4月8日から令和7年8月7日まで (4月)
指名停止の理由	<p>住友重機械搬送システム株式会社と新明和工業株式会社は、機械式駐車装置について、供給価格の低落防止を図るため、それぞれ共謀のうえ、機械式駐車場設置工事の見積もり依頼に用いられる確認申請図に採用された企業を予め事前に供給予定者とし、それ以外の企業が、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示する手法により、供給予定者が供給できるようにしていた。</p> <p>このことが、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するとして、令和7年3月24日に公正取引委員会より排除措置命令と課徴金納付命令を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第6号（県外における独占禁止法違反行為） 同要綱の取扱い別表第2関係2の（3）（県外における独占禁止法違反行為）</p>

□